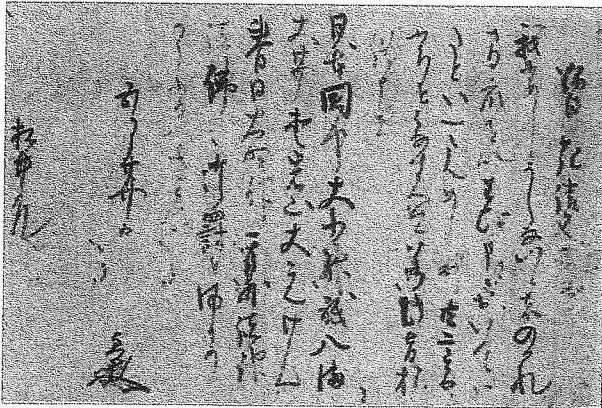


きしょうもん
起請文の世界

起請文とは、自分の行為や言説に偽りのないことを神仏に誓約するための文書で、平安時代から江戸時代に至るまで、身分や階層に関係なく、多くの人々によって作成されました。

起請文は、前書(まえがき)と神文(しんもん)の二つの部分から成ります。前書部分には守るべき事項が、神文部分には誓約を破ったときに受けるべき罰と、その罰を下す神仏の名が記されます。

① ^{ただたか}細川忠隆起請文 松井康之宛 慶長3年(1598)5月24日 松井文庫蔵

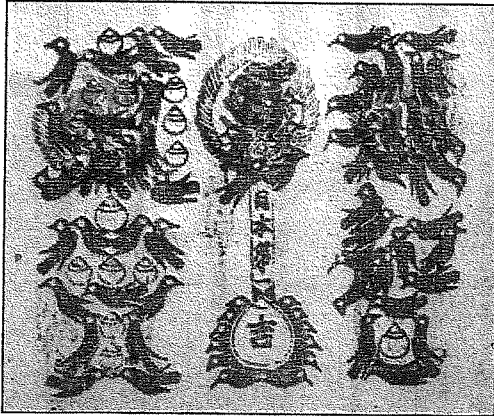


家臣の解雇を約束する

細川忠隆が、家老の松井康之に対し、家臣の解雇を約束したものです。この起請文が提出された詳しい事情はわかりませんが、家臣の召し抱えについて、忠隆は康之から注意を受けていたようです。

忠隆は、細川忠興(丹後宮津藩主)の長男で、当時は忠興の後継ぎの地位にありました。

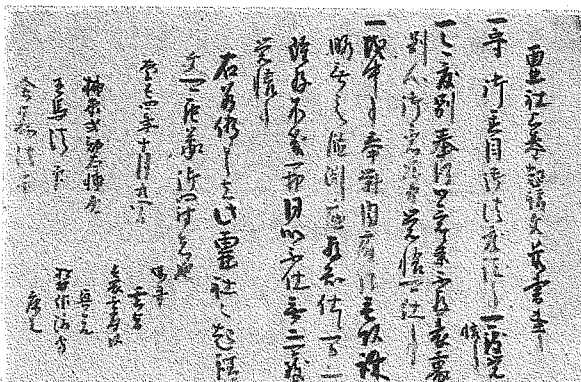
② ^{ごおうほういん}牛王宝印 松井文庫蔵



^{しんもん}神文に使われた^{やくよけ}厄除けの^{ごふた}護符

神文の紙は、熊野三社などが発行する牛王宝印がよく用いられました。牛王宝印は厄除の護符で、誓約違反に対する神仏の罰への畏怖を書き手に意識させる効果があったといえます。この牛王宝印には、「^{なちまきほういん}那智瀧宝印」という文字が、^{からす}鳥と^{ほうじゆ}宝珠で表されています。

③ ^{やすゆき}松井康之・^{おきもと}細川興元・^{ゆうさい}細川幽斎連署起請文案 榊原康政・有馬則頼・金森長近宛



慶長4年(1599)10月24日 松井文庫蔵

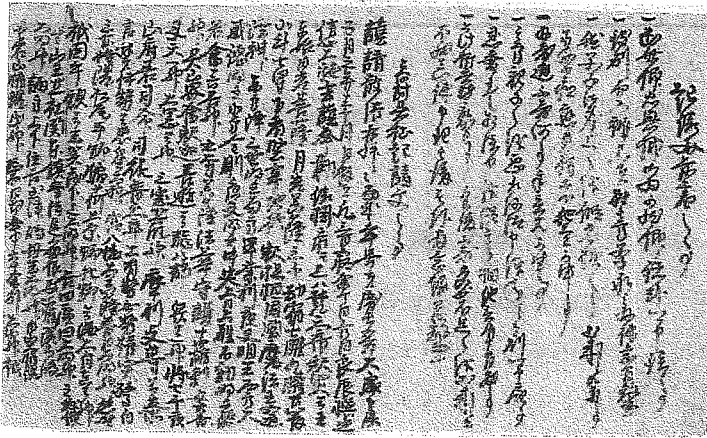
徳川家康に忠誠を誓う

細川忠興(丹後宮津藩主)の家老松井康之、弟興元、父幽斎が提出した起請文の案文で、徳川家康に忠誠を誓う内容を持ちます。慶長4年(1599)徳川家康は、細川忠興に謀反の疑いをかけ、家老の松井康之に起請文の提出を求めました。本文書は、その際作成された起請文の案文です。

④細川興元^{おきもと}起請文 松井康之・興長宛 慶長5年(1600)2月17日 松井文庫蔵

細川家のため家老どうし仲良くします

細川忠興の弟興元が、家老の松井康之とその息子新太郎(興長)に提出したもので、細川家のため、何

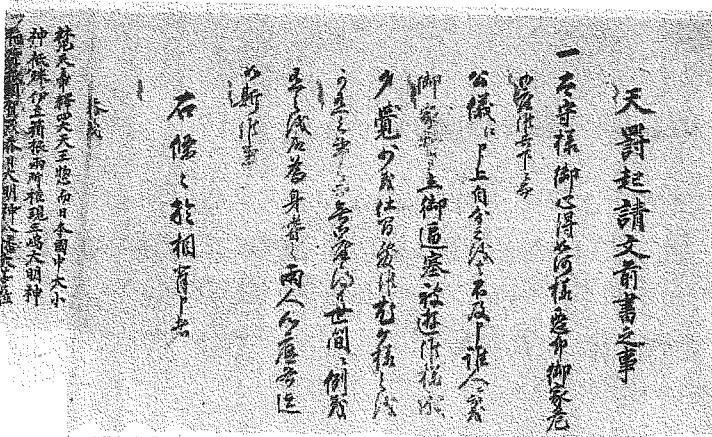


事においても話し合い、隠し事しないことを誓っています。興元は康之とともに細川家の家老をつとめており、ともに協力して忠興を支える立場にありました。家老どうしの対立は、大名家を危機におとし入れるもので、ゆえにこのような起請文が作成されたと考えられます。ちなみに、この起請文が書かれた翌年、興元は忠興に反発し、細川家を去っています。

⑤細川利昌^{としまさ}(新田支藩主)・細川有孝^{ありたか}(宇土支藩主)起請文 松井寿之・大木兼近宛

元禄6年(1693)4月25日 松井文庫蔵

藩主を廃立するようなことはしません



熊本藩主細川家の分家の当主が提出した起請文です。藩主(細川綱利)の心得が悪く、細川家が危機的状況にあるときも、他に藩主を立てるような企てはしないことを誓っています。一門・重臣が藩主を強制的に隠居させ、別の藩主を立てることを「主君押し込め」といいます。大名の中には、「主君押し込め」によって藩主の座を追われる者がいました。そういう事態を防ぐため、このような起請文が作成されたと考えられます。

⑥長岡忠英(内膳家)・長岡興章(刑部家)起請文 松井豊之宛 享保7年(1722)2月1日 松井文庫蔵

藩主を裏切りません



熊本藩主細川家の分家の当主が提出した起請文で、藩主の細川宣紀に対し、別心を抱かないことを誓っています。藩主の後継ぎを供給することのできる分家は、大名家が存続するうえで不可欠であると同時に、脅威でもありました。この起請文は、分家が御家騒動を引き起こすことを防ぐ意味があったと考えられます。神文部分には、数多くの神仏の名が記されて

おり、地元の「阿蘇十二宮大明神」、「藤崎八幡宮」の名も見えます。